

古い建築物の**建替え・解体**を検討する方に

相続・登記や土地の権利関係等に関するお困りごとの  
解消に向けて、**専門家がアドバイス**します！

**相談  
無料**

※トライアル事業のため、予告なく終了することがあります。

相続で所有権が  
バラバラ。整理  
できないか...



借地借家は法律や  
手続きが難しい。  
相談したい...

売りたいけど  
土地の境界が  
曖昧で...

## 利用できる方

**対象エリア内の老朽建築物等の所有者**

(建替え等を希望する管理者や土地の所有者も可)

- **対象エリア**：裏面の対象エリア図の通り
- **老朽建築物等**：耐用年数（木造22年・鉄骨造34年等）を経過した建築物

## 実施回数

原則1回

## 専門家

司法書士・土地家屋調査士

(相続・登記や土地境界等、不動産の権利関係の整理についてアドバイスします)

## アドバイス内容

お悩み事への対処方法や手続きの仕方、解決に向けて専門家に具体的に  
依頼すべきかどうかなど、個別相談によるアドバイスを受けることができます。

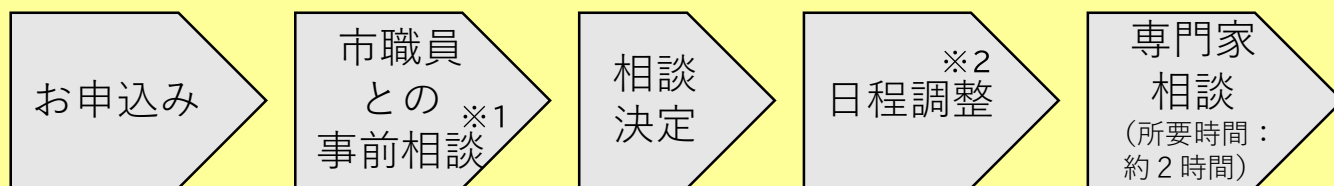
## 申込方法

別紙申請書 または 右記の電子申請フォーム

(アドバイス可能か、相談内容を確認させていただきます。)



## ご利用の流れ



→ 相談決定から2週間以上先の日程で調整 →

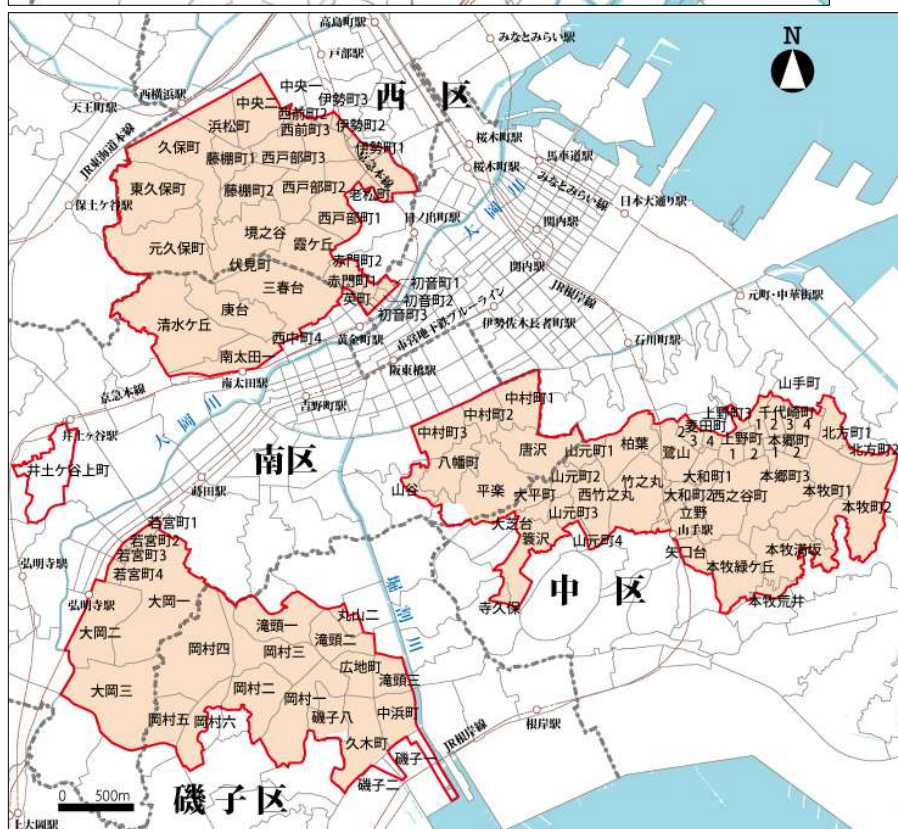
※1 市職員との事前相談にて専門家によるアドバイスが難しいと判断した場合は、お断りすることがあります。

※2 日程調整時に、合わせて相談会場について調整します。なお、相談時に市職員が同席することもあります。

# 対象エリア図

詳細な位置については、お問い合わせください。

□ □ : 対象エリア



## 関連する補助制度等（対象エリア同一）

### ●建築物不燃化推進事業補助

老朽建築物の解体工事費や、準耐火建築物などの耐火性の高い建築物の新築工事費に、それぞれ最大150万円を補助します。

### ●木造建築物安全相談事業

木造建築物の耐火性能や耐震性のチェックのほか、敷地内の崖・擁壁、敷地が接する道路などの調査や建替え等の費用を説明する専門家を無料派遣します。

## 横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 29F

TEL : 045-671-3595 FAX : 045-663-5225

※受付時間 平日8:45~12:00/13:00~17:15

横浜市 まちの不燃化 検索



(発行 : 令和6年2月)